

パブリック・コメント回答

経済産業省「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラン
(案)」に対する意見募集について

2022年8月

本回答書に含まれる情報は、情報提供のみを目的として提供されるものであり、いかなる事項についても法的助言として解釈されるべきではありません。明示的に別段の定めがある場合を除き、本報告書で表明された意見、提言、所見、解釈および結論は、PRI 協会のものであり、必ずしも本回答書の寄稿者または Principles for Responsible Investment の署名機関(個別機関または全体)の見解を示すものではありません。

はじめに

責任投資原則(PRI)は、署名機関の国際的なネットワークと協力し、6つの責任投資原則の実施に向けて取り組んでいます。PRIの目標は、環境・社会・ガバナンス(ESG)課題の投資への影響に関する理解を深め、署名機関がこれらの課題を投資意思決定に取り入れることを支援することです。PRIは、署名機関、署名機関が活動する金融市場および経済、そして最終的には環境と社会全体の長期的な利益のために活動しています。

PRIは、全世界で5,000以上のアセットオーナー、アセットマネージャー、サービスプロバイダーが署名しており、合計の運用資産額は121兆ドル以上にのぼります。日本では、117社が署名しています。

6つの責任投資原則は、ESG課題を投資活動に取り入れるための様々な可能性を提供する、自主的かつ意欲的な投資原則です。本原則は、投資家による、投資家のためのものです。署名機関は、これらの原則を実施することにより、より持続可能なグローバル金融システムの構築に貢献しています。

PRIは、署名機関の見解及びエビデンス・ベースの調査に基づいて、政策分析及び提言を作成しています。日本では、これまでに経済産業省が策定した「第6次エネルギー基本計画」に対して、[パブリック・コメントへの回答](#)を提出しました。また、[コーポレートガバナンス・コード](#)や[日本版スチュワードシップ・コード](#)の改定に関するパブリック・コメントにも回答しています。

また人権デューデリジエンスというテーマに特化した領域では、PRIはこれまで、欧州委員会が公表した人権や環境問題についてのデューデリジエンス義務を網羅する[コーポレート・サステナビリティ・デューデリジエンス\(CSDD\)指令案](#)、[Call to Action to G7 Leaders for a Just, Affordable, and Urgent Transition](#)、欧州委員会による[企業のサステナビリティ報告に関する指令\(CSRD\)案](#)、[カナダ・英国・オーストラリア](#)における現代奴隷法強化等に関する様々なコンサルテーションに回答してきました。

PRIは、経済産業省の「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」に対する意見募集に回答する機会を歓迎します。

本意見募集について

経済産業省は2022年8月8日、[責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン\(案\)](#)（以下、ガイドライン(案)）を公表し、[意見募集](#)を開始しました。本ガイドライン(案)は、2021年11月に経済産業省と外務省が共同で実施した[企業アンケート調査](#)において、政府が人権尊重の取り組みを主導するよう求める声が多く、その手段としてガイドライン策定への要請が強かったことを受けて作成されたものです。本ガイドライン(案)は、経済産業省が招聘した業界横断的な[有識者](#)による[サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会](#)によって策定されました。最終的なガイドラインは、2022年夏に発行される予定です。

詳しくは、以下担当者まで。

ダニエル・ワイズマン

アジア太平洋地区(APAC)ポリシー・ヘッド

Daniel.Wiseman@unpri.org

大崎一磨

シニア・ポリシー・アナリスト(日本)

Kazuma.Osaki@unpri.org

ベティーナ・レインボット

人権・社会課題ディレクター兼ガバナンスディレクター(代行)

Bettina.Reinboth@unpri.org

キム・ソウォン

人権・社会課題アナリスト

Soh-Won.Kim@unpri.org

主な提言

PRI は、経済産業省が公表した「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」に対してコメントを提供する機会を歓迎し、企業や投資家が自らの事業やバリューチェーンにおいて人権やより幅広い社会的課題に関するサステナビリティ課題を適切に管理できるようにするというガイドライン(案)の趣旨を支持します。

世界は、気候変動、人権問題、格差の拡大など、環境、社会、金融システムに影響を与える、あるいはそれに起因する多くの構造的な問題に直面しています。日本の政治家や民間企業のリーダーたちは、こうしたグローバルな課題に対応するため、日本が地球の境界(プラネタリー・バウンダリー)を守りながら、すべての人々のニーズを満たすことができるよう、社会と環境に関する成果(アウトカム)に関する長期的なコミットメントを行ってきました。代表的なものとしては、パリ協定に基づくネットゼロへのコミットメントや、国連による持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けたコミットメントが挙げられます。¹

人権侵害そのものは元より、人権課題が気候変動などの他の課題と交差することによって浮き彫りになる問題は、株主の財務的利益、そして幅広いステークホルダーの期待や権利の両面で非常に重要です。単に潜在的な財務リスクと機会を理解することだけでなく、社会・環境・ガバナンス要素を含むリスク全体を包括的に理解することで企業や投資家は、以下のような便益を受けることが可能になります：

- ビジネスモデルの変化、バリューチェーンの変化、新製品や新サービスの開発などを通じて得られる機会を特定すること、
- 法規制の新規導入や改定に備え、対応すること、
- 特に事業からネガティブな影響が発生した場合に、自社の評判や社会的操業許可を保護すること、
- 持続可能な開発目標(SDGs)などのグローバルな目標に対する組織的なコミットメントを満たし、その目標達成に向けた進捗を伝えること、及び
- 製品、サービス、事業のネガティブ・インパクトを最小化し、ポジティブ・インパクトを最大化させること。

その結果、PRI 署名機関の多くは、企業や投資家がこれらの問題をどのように考慮しているかを理解し、経済・財務パフォーマンスだけでなく、社会・環境パフォーマンスを最大化するためのより包括的なアプローチを求めています。この点で、投資家は、報告書「[インパクトをもたらす法的枠組み](#)」で概説されているように、投資意思決定による持続可能性の成果(アウトカム)を理解し、管理することをますます求めるようになっていきます。²これには、人権などの主要な ESG 課題も含まれます。

¹政府レベルでは、[2021年に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律](#)により、菅義偉元首相の [2050年ネットゼロの約束](#)が法律に明記され、「[SDGs実施指針\(改訂版\)](#)」が2030年までに国際的な2030アジェンダの実施とSDGs達成に向けた日本の中長期の国家戦略として機能するようになりました。

²[A Legal Framework for Impact\(サステナビリティ・インパクトをもたらす投資に関する法的枠組み\)](#)は、2019年1月にPRI、国連環境計画・金融イニシアティブ及びThe Generation Foundationが発足したプロジェクトです。プロジェクトの基盤となる報告書「[A Legal Framework for Impact: Sustainable Impact in Investor Decision-making](#)」は、フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所の支援のもと、2021年7月に公表されました。エグゼクティブサマリーと日本のAnnexの[日本語訳](#)も公表されています。

人権を中心とする社会的課題に対する期待は高まるばかりです。こうした期待の増加の背景には、様々な人権問題の可視化と緊急性に対する理解の普及はもちろんですが、実社会におけるサステナビリティ成果（アウトカム）を形成する上で投資家が果たす役割、ひいてはすべての投資活動においてそうする責任があることへの理解の促進があります。我々は、ガイドライン（案）が、国連ビジネスと人権に関する指導原則（以後 UNGP）や OECD 多国籍企業行動指針などの国際的なガイドラインとの整合性を強く強調していることを支持します。特に UNGP 及び OECD 多国籍企業行動指針は、人権、環境問題、腐敗防止に関する被害を特定、防止、緩和、説明、救済するためのデューデリジェンスを実施する企業や投資家の責任を定める上で国際的に基盤となる枠組みです。

ガイドライン（案）は、あるべき姿の通り、セクターや規模に関係なく全ての企業を対象としています。また、人権問題の構造的な性質を認識し、これら構造的な課題の解決に向けて企業に寄せられる期待も含まれています。こうしたガイドライン（案）の要素は、投資家が実社会における成果（アウトカム）を考慮する上で強い後押しとなることを期待します。また、ガイドライン（案）が、紛争地域における人権問題、そしてこれらに関連して UNGP でまとめられている提言に言及していることも、評価します。

ガイドライン（案）は、影響の軽減に焦点を当て、ステークホルダーとの継続的な協議やエンゲージメントを促しています。こういった要素は、投資家による正確なサステナビリティ評価を可能にし、リスク分析や影響緩和のプロセスを強化し、バリューチェーン全体を通じて各社の事業活動に対する理解を深化させることができます。これにより、責任投資を実践する投資家は、投資意思決定において人権尊重と環境課題に係る十分な配慮を行うために必要な投資先企業とのエンゲージメントを、より良質な情報に基づいて実施することができます。

しかしながら、ポジティブ・インパクトを確保し、投資家がサステナビリティ課題に係るリスクへのエクスポージャーをより適切に管理できるようにするため、ガイドライン（案）に関する以下の改善点を提言します。

- **「人権」の定義と背景説明** 「人権」は、複雑且つ様々な問題と密接に絡み合う課題です。そのため、ガイドライン（案）における「人権」の定義と範囲は、ガイドライン（案）の土台となる部分としてより詳細且つ深く記載されるべきです。特にガイドライン（案）は、UNGP や OECD 多国籍企業行動指針に沿ってより具体的に「人権への負の影響」を定義する必要があります。例えば、この導入部分で負の影響の規模、範囲、救済困難度を含む深刻度の概念を記載することが望まれます。深刻度の概念をガイドライン（案）の導入部分で紹介することにより、企業や投資家はデューデリジェンスのプロセスを通じて活用する必要がある判断軸を理解することができます。さらに、格差の拡大、貧困、気候変動、その他の環境問題など、人権と他の問題との相互的な関係性に言及することも望まれます。
- **既存の国内・国際文書との一貫性・整合性** ガイドライン（案）は、既存の国内・国際的な政策の文書や枠組みとの一貫性や整合性について言及することで、より有用性が強化されると考えられます。ガイドライン（案）は、特に人権デューデリジェンスというテーマと関連性が高い [コーポレートガバナンス・コード](#)、[サステナビリティ・リンク・ボンド/ローン・ガイドライン](#)、[ソーシャルボンド・ガイドライン](#) 等の既存の枠組みとの関係について十分に言及・説明していません。国内における企業や投資家にとってのガイドライン（案）の有用性を担保する上でも、他の国内の政策枠組みとの整合性を図ることを提言します。我々は、ガイドライン（案）が、[フランスの企業注意義務法 \(Corporate Duty of Vigilance Law\)](#) や [ノルウェー](#)

[の透明性法\(Transparency Act\)](#)と言った各国法令や、欧州委員会による[コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス\(CSDD\)指令案](#)、[EUタクソミー](#)、[サステナブルファイナンス開示規則\(SFDR\)](#)等と言った国際的な法的枠組みとの整合性を確保するために、国際的な法制化の観点も鑑みて策定されることを提言します。この一貫性は、[G7 コミュニケ「Ensuring Respect for Human Rights and Labour and Environmental Standards in Corporate Operations and Value Chains」](#)でも強調されています。

- **ガイドライン(案)の適用範囲** ガイドライン(案)では、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業がガイドライン(案)に則り、自社・グループ会社、サプライヤー等における人権尊重の取組に最大限努めるべきであるとされています。これは、一定程度正しくあるべき姿を反映しているものの、適用範囲が「企業」のみに限定されている点で改善の余地があります。ガイドラインの包括的な適用を確保し、国際的なベストプラクティスに沿うためには、[デューディリジェンス義務は、金融セクター\(投融資を含む\)](#)も明示的に対象とする必要があります。国連人権高等弁務官事務所と OECD の両方が示している見解通り、金融セクターの事業者は、人権デューディリジェンスに関して非金融セクターの事業者と同じ国際基準の遵守を求められるべきです。[PRI もこの認識を支持](#)しています。従って、ガイドライン(案)は、投資家にとってどのように関連し、どのように適用できるかをより明確にする必要があります。
- **デューディリジェンス** 人権デューディリジェンスの実施は、人権への負の影響を特定、評価、緩和、防止するための重要なプロセスです。我々は、企業や投資家が事業活動や投資活動に人権尊重を組み入れる際に、優良な意思決定に資する情報の不足が共通の課題であることを確認しています。デューディリジェンスを実施することで、人権への負の影響に関するより多くのデータが入手可能になり、それによって、より責任ある活動を行う能力が高まります。さらに人権問題は、業種や地域によって顕在化のしかたが異なりますが、忠実に人権デューディリジェンスが実施されることによって、こうした課題への理解が深まり、対応策が検討可能になります。ガイドライン(案)は、デューディリジェンスの概念の周知することには一定程度の効果が期待できますが、上記のような効果を得るためには、デューディリジェンス・プロセスに関する日本の企業や投資家向けのより詳細且つ実務的なガイダンスが公表されることが望まれます。これは、OECD 多国籍企業行動指針の[業種別ガイダンス](#)(農業、アパレル、鉱物のサプライチェーン等が対象)を始めとする国際的な枠組みにもとづいて策定されることが望まれます。また、国内外の企業や投資家がどのように人権デューディリジェンスを実施しているかの事例をガイドライン(案)に盛り込むことを提言します。様々なアセットクラスの投資家による人権デューディリジェンスの事例については、[PRI の人権ケーススタディデータベース](#)で確認することができます。このデータベースには、日本の投資運用会社である[野村アセットマネジメント株式会社](#)も含まれています。
- **ガイドラインの施行** 現時点でガイドライン(案)には、法的拘束力がありません。PRI は、企業や投資家による人権デューディリジェンスの実施を義務化する法整備を経済産業省に提言します。実際に日本国外の法域においては、人権デューディリジェンスの義務が法制化される例がいくつか見受けられます。そのため、ガイドライン(案)の国際基準との整合性だけでなく、これらの既存の法律との整合性も確保

することを提言します。デューディリジェンスに係る要件が明確にされ、法的義務が課せられることにより、日本企業、投資家、その他のステークホルダーは、人権尊重に係る期待を明確に理解することができます。これにより、国内だけでなく、法域を超えた公平な競争環境が促進されることが期待できます。すぐに法制化を行わない場合は、少なくとも拘束力のある法的要件を導入すべきかどうかを検討することを前提としたガイドラインの改定検討を3年以内に実施することにコミットするよう、経済産業省に提言します。

以下の詳細な回答と提言は、PRIの活動から得た特定の専門知識とエビデンスに基づいて作成されています。

詳細な回答

1. 「人権」の定義と背景説明

該当箇所

「1. はじめに」、「2.1.2.1 「人権」の範囲」

意見内容及び理由

「1. はじめに」では、人権が「全ての人々が生命と自由を確保し、幸福を追求する権利であって、人間が人間らしく生きる権利であるとともに、生まれながらに持つ権利」と定義されています。「2.1.2.1 「人権」の範囲」ではこの定義に加え、国際人権章典及び労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言を参照する形で具体化が図られています。しかし、日本における人権デューディリジェンスの取り組みにおいて本ガイドライン(案)が果たす教科書的な役割を鑑みると、これらの記載は、読者が正確に人権の定義と範囲を把握するには不十分であると考えられます。

「人権」は、様々な問題と密接に絡み合う複雑な問題です。ガイドライン(案)の土台とも言える「1. はじめに」において、人権の定義と範囲が正確且つ詳細に説明されることは、ガイドライン(案)そのものの有効性に直接影響します。我々は、国際的に認められている人権の全体像が分かる様、主要な国際人権条約及び国際労働条約に含まれる国際人権の内容をガイドライン(案)に含めることを提言します。もしこのような一覧表が読み手にとっての読みやすさや使いやすさに影響を及ぼすことが懸念される場合は、[コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス\(CSDD\)指令案](#)のように付録(Annex)として設けることが望まれます。

加えて、「1. はじめに」では、「グローバル化による経済発展の一方で、世界は、格差や貧困の拡大、気候変動等の環境問題の深刻化、感染症の拡大、紛争の勃発等の多くの難題に直面しており、人権侵害をめぐる問題はこれらと密接に関連している」という一節があります。ここでは、人権課題が他の課題(例えば自然環境のみに影響すると思われるような課題)と密接に関連していることを認識する文言がありますが、ガイドライン(案)を活用する実務者がどういった状況において人権が他のサステナビリティ課題を関連しているのか想起できる記載になっていません。そのため、格差の拡大、貧困、気候変動などの環境問題がどのように人権関係し、相互に影響し合うかについてより詳細な記載が望まれます。

該当箇所

「2.1.2.2 「負の影響」の範囲」、「4.1.1 具体的なプロセス」

意見内容及び理由

「2.1.2.2 「負の影響」の範囲」では、「実際に生じている負の影響だけでなく、潜在的な負の影響も人権 DD の対象となる」という記載があり、PRI はこの重要な概念がガイドライン(案)に含まれたことを歓迎します。しかし、概念の紹介に留まらず、ガイドライン(案)では、UNGP や OECD 多国籍企業行動指針に沿った「人権への負の影響」の明確な定義が行われることが必要です。これには、影響の規模(特定の権利に対する負の影響の性質や度合い)、範囲(負の影響を受ける人々の数)及び救済困難度(負の影響が生じる前と同等の状態に回復するために求められる行動を実行する能力の限界)の検討を含む「深刻度(severity)」の概念の概要を示すことが含まれるはずで、この情報は、「4.1.3.2 深刻度の判断基準」に既に記載されているもの

の、デューディリジェンスの過程全体に跨がる重要な概念であるため、「1. はじめに」や「2. 企業による人権尊重の取組の全体像(総論)」等でも言及が望まれます。

「2.1.2.2 「負の影響」の範囲」にある表は、概念図としては有効であると考えられます。企業や投資家がどのように人権の負の影響に関係しているか、また、侵害が発生した場合に必要な対応から、軽減及び予防において求められる責任について事例を中心に説明を行っています。しかし、実務的な観点を踏まえると、示されている事例に該当しない状況に読者が直面することも想定する必要があります。より詳しく考え方や基本となる概念の文脈について説明が行われることにより、読者が実践的な判断軸を得られるようにすることが望まれます。特に「深刻度(severity)」の概念が詳しく解説されることは、企業や投資家が適切な行動を決定するために必要な判断材料として非常に有効であると考えられます。

該当箇所

「1.2 人権尊重の意義」

意見内容及び理由

現在の文脈では、「人権侵害を理由とした…投資先としての評価の降格、投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等」という一文にある通り、普遍的な人権を尊重することの意義として「経営リスク」に重きが置かれてしまっています。このような文言で人権尊重の意義を説明することにより、ガイドライン(案)は、人権尊重の必要性を正当化する主な理由として、人権を有する人々へのリスクよりもビジネスへのリスクを重視しているように見受けられます。

より包括的な「意義」を示すために経済産業省は、ガイドライン(案)において、国際的な人権に係る基準を満たし、人々にとって潜在的もしくは実際に発生する負の影響を防止・軽減することが、企業や投資家の活動を受益者、顧客、並びに規制当局の進化し続ける要求や期待と一致させることを可能とし、ひいてはより良い財務リスク管理にもつながることに言及すべきです。

また、「1.2 人権尊重の意義」で使用されている投資家の期待に関する説明は、投資家が人権課題に関連して実施している幅広い取組の中から、狭い視点に基づく特定の事例しか紹介しておらず、限定的な表現になっています。この箇所は、投資家が人権課題に取り組む上で活用することができる投資家としての立場や権限の活用や、その他の投資家に提供されているツールを紹介することで、改善が期待できます。例えば、[Finance Against Slavery and Trafficking Initiative](#) による[レバレッジ・マトリクス](#)や、EU Platform for Sustainable Finance(環境的な持続可能性目標と整合する経済活動を分類するEUタクソミーと同様の政策目的を社会的な持続可能性目標でも実施することを検討しているプラットフォーム)が公表した[ソーシャル・タクソミーに係る最終報告書](#)でこういった概念が挙げられています。投資家の伝統的なリスク管理の仕組み(経営リスク、オペレーション・リスク、財務リスクなどを前提としたもの)とは異なり、UNGP 及び OECD 多国籍企業行動指針におけるリスクの概念は、企業や投資家を含むすべての人々にとって負の影響をもたらすリスクに焦点が当てられています。投資家はその立場を活用し、投資判断、投資先へのステューワードシップ活動、政策立案者や他のステークホルダーとの対話といった幅広い権限の行使を通じて、UNGP や OECD 多国籍企業行動指針に沿ったデューディリジェンスと救済へのアクセスの要件を効果的に実施することができます。これらの活動は、人権の保護において国家が果たせる役割が不十分な場合であっても期待されるものです。[PRIはこの理解を支持しています](#)。

2. 既存の国内・国際文書との一貫性・整合性

該当箇所

全体

意見内容及び理由

PRI は、ガイドライン(案)の基礎となる国際基準として、UNGP と OECD 多国籍企業行動指針が引用されていることを歓迎しますが、人権に係る国際的な規範や基準は、これらに限られません。より幅広い既存の国内及び海外における枠組みや文書との一貫性と整合性を確保する必要があると我々は考えます。また、2020 年に公表された「[「ビジネスと人権」に関する行動計画\(以後 NAP\)](#)」への言及こそありますが、具体的な関係性については、いずれにおいても言及が成されていません。NAP を通じた日本政府の取り組みとの関係性をより明確にすることで、ガイドライン(案)に対する社会的な理解を促進することでできると考えられます。

また、[コーポレートガバナンス・コード](#)、[サステナビリティ・リンク・ボンド/ローン・ガイドライン](#)、[ソーシャルボンド・ガイドライン](#)等の人権尊重と関連性の高い既存の政策枠組みとの関係についても言及・説明が成されていません。ガイドライン(案)では、[コーポレートガバナンス・コード](#)、[サステナビリティ・リンク・ボンド/ローン・ガイドライン](#)、[ソーシャルボンド・ガイドライン](#)等の既存の文書との関係について、明示的に言及し、ガイドライン(案)との併用により、事業活動や投資活動において各省庁から寄せられる異なる期待や要求を整理・統合できるよう支援すべきであると考えます。また、「[新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画](#)」に基づいて今後導入される政策との一貫性及び整合性を保つことも重要です。この計画では、企業の法定開示書類における人的資本に関する情報の開示強化に関する政策と、男女賃金格差の開示の義務化に向けた政策に係るコミットメントが含まれており、「ビジネスと人権」というテーマはいずれにも密接に関わっています。

また我々は、[フランスの企業注意義務法\(Corporate Duty of Vigilance Law\)](#)や[ノルウェーの透明性法\(Transparency Act\)](#)と言った各国法令や、欧州委員会による[コーポレート・サステナビリティ・デューデリジエンス\(CSDD\)指令案](#)、[EU タクソミー](#)、[サステナブルファイナンス開示規則\(SFDR\)](#)等と言った人権デューデリジエンスの義務化を行う国際的な法規制との整合性を確保することを提言します。国際基準と整合を図ることは、それだけでも価値があるといえますが、今後は貿易保障の観点からも重要性を増していくことが予測されます。例えば、EU における[コーポレート・サステナビリティ・デューデリジエンス\(CSDD\)指令案](#)が導入された場合、指令案に示されている適用基準を満たす日本企業が影響を受ける可能性があります。海外の法規制と整合性を確保することは、こうした法域との貿易関係を確保する上で潜在的な重要性を孕んでいます。³

こうした法規制はまた、OECD による[責任ある企業融資と証券引受のためのデューデリジエンス\(OECD 多国籍企業行動指針を実施する銀行等のための主な考慮事項\)](#)に含まれる主な概念を反映しています。人権デューデリジエンスを求める法的枠組みは、企業や投資家がサプライチェーンだけでなく、自社従業員にお

³CSDD 指令案では、現在、EU 域外の企業に対する適用基準を次のように設定しています：1. EU 域内の売上高が 1 億 5000 万ユーロ以上の企業。2. EU 域内の売上高が 4000 万ユーロ以上の企業(ただし、全世界の純売上高の 50%以上が高リスクセクターで発生している場合に限る)。

けるジェンダー課題等の自社の事業活動におけるリスクと影響にも対処する必要があることに留意することが重要です。また他の法域と協力し、一貫したアプローチを促すことにより、国際的な整合性と調和に基づく公平な競争の場を確保することに繋がります。

この一貫性と整合性に関するメッセージは、「国連のビジネスと人権に関する指導原則、ILO 多国籍企業宣言、OECD 多国籍企業行動指針といった権威ある基準に沿った、グローバルレベルのプレイングフィールドに貢献するよう努力し、関係省庁の協力のもと、強制的な措置を含むがそれには限られない国際基準の遵守を強化するための、ビジネスと人権に関する国際的合意に向けて努力することを約束する」ことを掲げた2022年5月公表のG7労働雇用大臣会合2022コミュニケ([概要](#)、[全文](#))でも強調されました。

3. ガイドライン(案)の適用範囲

該当箇所

「1.3 本ガイドラインの対象企業及び人権尊重の取組の対象範囲」

意見内容及び理由

ガイドライン(案)では、企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業がガイドライン(案)に則り、自社・グループ会社、サプライヤー等における人権尊重の取組に最大限努めるべきであるとされています。これは、UNGP 及び OECD 多国籍企業行動指針のアプローチと整合しています。

しかし、適用範囲が「企業」のみに限定されていると解釈できる点で改善の余地があります。ガイドラインの包括的な適用を確保し、国際的なベストプラクティスに沿うためには、デューデリジェンス義務は、金融セクター([投融資を含む](#))も明示的に対象とする必要があります。国連人権高等弁務官事務所とOECDの両方が示している見解通り、金融セクターの事業者は、人権デューデリジェンスに関して非金融セクターの事業者と同じ国際基準の遵守を求められるべきです。[PRI もこの認識を支持](#)しています。

そのためガイドライン(案)は、同文書が投資家にとって何を意味し、投資家固有の環境においてどのように実践されるべきかにも言及する必要があります。なお、同該当箇所において「その他のビジネス上の関係先」の例として「企業の投融資先」が含まれていることは確認しています。しかし、これだけでは金融事業を展開する企業(特に銀行や保険会社)にガイドライン(案)が適用されるのか、また、どのように適用されるべきなのかは明白にはわかりません。より詳しく、明示的な形で金融事業を展開する企業の役割を示すできるところを提言します。

4. デューデリジェンス

該当箇所

「2.1.2 人権 DD」

意見内容及び理由

この該当箇所は、企業と投資家の両方の観点から、人権リスクに対処するために必要な最初のステップとして、なぜ人権デューデリジエンスが土台として不可欠であるかを示す重要な箇所です。そのためには、単に UNGP で示されている「人権デューデリジエンス」という言葉の定義にとどまらず、なぜ企業や投資家が人権デューデリジエンスを実施する必要があるのか、その理由を説明することが必要です。

例えば、我々は、企業や投資家が事業活動や投資活動に人権尊重を組み入れる際に、優良な意思決定に資する情報の不足が共通の課題として挙げられます。お互いがデューデリジエンスを忠実に実施することで、人権への負の影響に関するより多くのデータが入手可能になり、それによって、責任ある経済活動を行う能力がより高くなります。

該当箇所

「2.1 取組の概要」、「2.1.2.3 「ステークホルダー」

意見内容及び理由

「2.1 取組の概要」では、人権方針の策定、人権デューデリジエンスの実施、及び企業や投資家が人権への負の影響を助長もしくは引き起こした場合に必要な救済措置において、「ステークホルダーとの対話」が不可欠であるとしています。また、「2.1.2.3 「ステークホルダー」」では、「ステークホルダー」を構成する「個人又は集団」の例を示しています。しかしながら、「ステークホルダー」に期待される役割に関しては、具体的な説明が行われていません。企業や投資家がどういった目的に向けて、どういった配慮を行いながら「対話」（またはエンゲージメント）を行うべきかに関する詳細な説明が必要です。

該当箇所

「4. 人権 DD(各論)」

意見内容及び理由

ガイドライン(案)では、「サプライチェーン」という言葉が一般的に人権 DD の対象範囲として用いられています。しかし、「1.3 本ガイドラインの対象企業及び人権尊重の取組の対象範囲」でも示唆されている通り、人権 DD の対象範囲は、サプライチェーン上の関係のみに限定されません。特に、資金の流れや 2 次以降のサプライヤーを概念として包含する「バリューチェーン」という言葉を一貫して使用することが望まれます。

また、企業や投資家がこの複雑且つ広範囲にわたるバリューチェーン全体でどのようにデューデリジエンスを実施すればよいのか、十分な詳細が示されていないのが現状です。もちろん、企業においては業種ごとの違いがあったり、投資家においては資産クラスごとの違いがあったりします。日本における企業に向けては、まずは OECD 多国籍企業行動指針の [業種別ガイダンス](#) (農業、アパレル、鉱物のサプライチェーン等が対象) を始めとする国際的な枠組みを参考に策定が検討されることが望まれます。

また、国内外の企業や投資家がどのように人権デューデリジエンスを実施しているかの事例をガイドライン(案)もしくは今後作成予定のガイダンスに盛り込むことが望まれます。様々な資産クラスの投資家による人権デューデリジエンスの事例については、[PRI の人権ケーススタディデータベース](#) で確認することができます。このデータベースには、日本の投資運用会社である [野村アセットマネジメント株式会社](#) も含まれています。

該当箇所

「4.4 説明・情報開示」

意見内容及び理由

ガイドライン(案)では、方針や導入済みのプロセスを網羅する「基本情報」の開示や、負の影響への対処方法の開示方法について指針が示されることで、情報開示の重要性が強調されています。これらの概念は、ステークホルダーに対する報告責任を企業や投資家が果たすために不可欠です。しかし、現状のガイドライン(案)は、企業や投資家が報告すべき開示項目の具体的且つ包括的な一覧表や、より良い開示を促進するために役立つ基礎的な文脈や問題点に関する実践的なガイダンスを提供するには、至っていません。情報開示に関するガイダンスを重視することは、経済活動や投資活動において人権への配慮を組み込む上で情報の不足に直面している幅広い企業や投資家にとって特に有益です。また、標準化された情報の必要性を企業や投資家が認識し、その認識のもとに行われる報告は、企業や投資家が提供する情報に基づいて意思決定を行う投資家やその他のステークホルダーにとって非常に有益な効果が期待できます。

PRIは、ガイドライン(案)において経済産業省が明示的に人権デューデリジェンスに関連する透明性と開示を標準化することを目的とした報告枠組みの重要性を認識することを提言します。加えて、[国連指導原則「報告フレームワーク」](#)や Global Reporting Initiative (GRI) の [GRI スタンダード](#)⁴をガイドライン(案)で参照することを提言します。更に、ガイドライン(案)において、企業や投資家がこれらの国際的に認められた報告枠組みまたは同等のものとして報告実務を整合させることを推奨する指針を盛り込むことを検討することが望まれます。

該当箇所

「5.1 苦情処理メカニズム」

意見内容及び理由

「5.1 苦情処理メカニズム」では、UNGP に沿った非司法的苦情処理メカニズムの基準が説明されています。しかし、一覧表として示される基準要件だけでなく、苦情処理メカニズムに関する考え方や留意点についてより詳しい情報が必要であると考えられます。例えば、匿名性の概念がここでは明示されていませんが、「利用可能性」における「報復の恐れ」に配慮する上で匿名性が担保できる環境整備は、とても重要です。権利の主体であるライツホルダーの保護を優先した苦情処理メカニズムの考え方を要件を補完する形で記載することが望まれます。

5. ガイドラインの施行

該当箇所

全体

⁴ GRI スタンダードの「共通スタンダード」は、[2021年10月に改訂](#)され、導入組織すべてが開示すべき項目として人権関連の開示項目が強化されました。

意見内容及び理由

現在ガイドライン(案)には、法的拘束力がありません。PRI は、経済産業省が企業や投資家に対して人権デューデリジェンスを実施する法的義務を設けることを提言します。これは、海外の法域において伺える人権デューデリジェンスの義務がますます国内法に転換されている流れと整合します。例えば、[カリフォルニア州](#)、[英国](#)、[オーストラリア](#)の現代奴隷報告法、2017年に採択されフランスの大手企業に対し現代奴隷報告法よりも深く人権及び環境問題に関するデューデリジェンスを義務化した[フランスの企業注意義務法 \(Corporate Duty of Vigilance Law\)](#)、拠点や登録場所に関係なくオランダのエンドユーザーに対して商品やサービスを販売・供給する企業に適用され取締役に対する刑事罰の可能性まで伴う[オランダの児童労働注意義務法](#)、企業に対してサプライチェーンにおける人権および環境デューデリジェンスを義務化する[サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法律 \(2023 年施行予定\)](#)、及び大規模企業にバリューチェーンにおけるすべての取引関係を含むサプライチェーン全体で人権およびディーセントワーク・デューデリジェンスを実施するよう義務づける[ノルウェーの透明性法 \(Transparency Act\)](#)が挙げられます。

国内の企業や投資家にとってのガイドライン(案)の有用性を担保する上でも、他の国内の政策枠組みとの整合性を図ることを提言します。我々は、ガイドライン(案)が、[フランスの企業注意義務法 \(Corporate Duty of Vigilance Law\)](#)や[ノルウェーの透明性法 \(Transparency Act\)](#)と言った国内法や、欧州委員会による[コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス \(CSDD\) 指令案](#)、[EU タクソミー](#)、[サステナブルファイナンス開示規則 \(SFDR\)](#)等と言った国際的な法的枠組みとの整合性を確保するために、国際的な法制化の観点も鑑みて策定されることを提言します。この一貫性は、[G7 コミュニケ「Ensuring Respect for Human Rights and Labour and Environmental Standards in Corporate Operations and Value Chains」](#)でも強調されています。

最終的には、人権デューデリジェンス義務に関する法的枠組みの明確化は、人権デューデリジェンスが市場全体で一貫した方法で効果的に実施されることを保証するために不可欠となることが予想されます。UNGP や OECD ガイドラインなどの国際的なガイドラインは、人権に関連する負の影響を特定、予防、緩和、説明、救済するためにデューデリジェンスを実施する企業や投資家の責任を定めています。しかし、[国際連合人権理事会が公表した調査](#)によると、策定から 10 年近く経った現在、これらの基準は散発的にしか採用されていないのが現状です。これは、企業や投資家が責任ある行動をとり、人権への負の影響を軽減するためのインセンティブとして、自主的な措置や開示要件だけでは不十分であることを示しています。

明確な法的デューデリジェンスの要件は、日本企業、投資家、その他のステークホルダーに明瞭性をもたらし、国内および法域を越えた公平な競争環境を促進することが期待されます。また、企業の経済活動から負の影響を受けた人々における救済措置へのアクセスを確保するために、監督機能などによる適切な施行メカニズムが必要であることが示されています。

6. 継続的なガイドラインの見直し

該当箇所

全体

意見内容及び理由

PRI は、本ガイドラインについて経済産業省が 3 年ごとの見直しと改訂検討を実施し、今後のガイドラインの有効性と適切性の確保に向けてステークホルダーが意見を示す定期的な機会を設けることを提言します。

ガイドラインを 3 年周期で見直すことにより、ガイドラインの内容やガイドラインの遵守を確保するための仕組みが、市場の状況に適合したものとなることが期待されます。その際、本ガイドラインを支持する企業や投資家の開示内容や実務を検証することで、本ガイドラインの浸透状況や実施状況を確認することも必要です。このような検証プロセスは、2021 年 11 月に経済産業省が外務省と共同で実施した企業や投資家の人権に関する取組状況調査と同様のアプローチを取ることが考えられます。

3 年ごとの見直しをガイドラインで定めることは、本ガイドラインと、[コーポレートガバナンス・コード](#)や[日本版スチュワードシップ・コード](#)など、実際に 3 年周期での改定が恒常化されている関連性が高い他の政策枠組みとの整合性を高めることにも繋がります。また、3 年周期は、NAP の 5 年周期よりも高い頻度でガイドラインを市場の成熟度合いと整合する内容に改定する機会を確保できます。

現在、本ガイドラインは、経済産業省が本ガイドラインを定期的に見直し、改訂する意向を明示的に示していません。特に、本ガイドラインの導入の初期段階において、また、本ガイドラインが自発的なアプローチであることを考慮し、経済産業省は、ガイドラインが効果的に運用され、ステークホルダーの期待に応えていることを確認するための措置にコミットすべきです。この分野における急速な世界的進展に鑑み、人権デューデリジェンスに関する市場慣行の改善の度合いや、他の法域で実施されている法的枠組みと整合した更なる規制措置に対する市場の準備状況を経済産業省が把握できるよう、定期的な見直しがガイドラインに組み込まれることを期待します。